

(柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正)

第九条 柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和四十七年 文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定に関する報告事項)

第二条の二 令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合にあつては、設置予定年月日)

五 学則(修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。)

六 長の氏名

第四条の次に次の一条を加える。

(変更の承認又は届出に関する報告)

第四条の二 令第四条第三項(令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめ、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項(第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間)

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

第五条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令第五条第二項(令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(指定の取消しに関する報告事項)

第五条の二 令第七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由

(臨床工学校士学校養成所指定規則の一部改正)

第十条 臨床工学校士学校養成所指定規則(昭和六十三年 文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

(義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正)

第十一条 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和六十三年 文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

(救急救命士学校養成所指定規則の一部改正)

第十二条 救急救命士学校養成所指定規則(平成三年 厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

(言語聴覚士学校養成所指定規則の一部改正)

第十三条 言語聴覚士学校養成所指定規則(平成十年 文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

○厚生労働省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十七年政令第二十八号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年 厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の二」に改め、第一章の三中第五条の三の前に次の六条を加える。

第五条の二の二 令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの。

以上の教育内容であること。

第五条の二の三 学校又は施設を設置者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

二 名称及び位置

三 設置年月日

四 学則

社会福祉援助技術論	三〇	六〇
社会福祉援助技術演習	六〇	六
児童相談所等運営論	三〇	六二
医学一般	三〇	六二
法学	三〇	六二
心理学	三〇	六〇
社会学	三〇	六〇
児童福祉現場実習	一八〇	一八〇
児童福祉現場実習指導	九〇	一八〇
必修科目又はそれ以外の科目	四二〇	
合計	合計一、二〇〇	合計一、二八一

備考 指定施設（第五条の三に規定する施設）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、児童福祉現場実習指導及び児童福祉現場実習指導の履修を免除することができる。

講習会の受講終了時まで、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した場合も同様とする。

別記様式第十五号様式の次に次の様式を加える。

第十六号様式（第五条の二の六関係）

表 縦十センチメートル
横八センチメートル

証 明 書

第 号 平成 年 月 日交付

所 属 職 氏 氏 名

都道府県知事 印

右の者は、児童福祉法施行令第三条の二第七項、第八項及び第九項の規定により指導又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。

裏

児童福祉法施行令第三条の二（略）

⑦ 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑧ 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

⑨ 第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められてものと解釈してはならない。

⑩（略）

⑪（略）

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第二条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「第九条第一項第四号」を「第九条第一項第一号」に改める。

第五十七条中「厚生労働大臣」を「当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第六十一条中「厚生労働大臣」を「その登録講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第七十九条第一項ただし書を削り、同項第五号から第十号までを削り、同条第二項を削る。

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第二条 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十五条」を「第二百五十四条」に、「第二百五十六条」を「第二百五十五条」に、「第二百五十八条」を「第二百五十七条」に改める。

第二百五十九条第一号中「主たる事務所」を「主たる事務所の所在地の変更（行政庁の変更を伴わないものに限る。）」に改める。

第六十六条中「第五十条の四第一項」を「第五十条の四」に改め、「地方厚生局長（地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合にあつては、厚生労働大臣。第二百三条において同じ。）」を「行政庁」に改める。

第二百一条第一項及び第三項並びに第二百一条第一項及び第二項中「第五十条の十四第一項」を「第五十条の十四」に改める。

第二百三条第一項中「第五十条の十四第一項」を「第五十条の十四」に、「地方厚生局長」を「行政庁」に改め、同条第二項中「地方厚生局長」を「行政庁」に改める。

第二百五十五条を削り、第二百五十六条を第十章中「第二百五十五条」とし、第二百五十七条を第二百五十六条とし、第二百五十八条を第二百五十七条とする。

（医療法施行規則の一部改正）

第四条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の二」を「第三十九条」に、「第四十三条の三」を「第四十三条の四」に改める。

第三十九条の二を削る。

第四十三条第二項中「第二十二條の四の二」中「場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三條の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適当であると認める場合」とあるのは「場合」とを削り、「管理者」を「管理者」に改める。

第四十三条の三第一項中「第五條の二十三第一項」を「第五條の二十四第一項」に改め、「及び第五号に掲げる権限（法第六十八條の二の規定により読み替えて適用される法第四十六條の二第一項ただし書、第四十六條の三第一項ただし書、第四十七條第一項ただし書、第六十三條第一項及び第六十四條第一項に規定するものに限る。）」を削り、同項第四号中「第七十一條の三」を「第七十一條の四」に改め、同項第五号から第九号までを削り、同条第二項中「第五條の二十三第二項」を第五條の二十四第二項に改め、「及び第五号から第九号まで」を削り、同項ただし書を削り、同条を第四十三条の四とする。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。
(大都市の特例)

第四十三条の三 令第五条の二十三の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項及び第四項、第三条第一項、第七條から第九條まで、第二十三條並びに附則第五十條中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九條第二項及び第三項、第二十一條並びに第二十二條の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第五條 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。))を「都道府県知事」に改める。
第三十八條第二項第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。
第四十三條第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。
第八十二條第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第三号の指定については、第四十三條第二項の規定を準用する。
(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)
第六條 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條を削り、第二十一條を第二十條とし、第二十二條を第二十一條とし、第二十三條を第二十二條とする。
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)
第七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一條を削る。
(社会福祉法施行規則の一部改正)
第八條 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「第一号及び第十三号に掲げる権限以外の権限にあつては、二以上を二以上」に改め、「地方厚生局長(第一号及び第十三号に掲げる権限以外の権限にあつては、)を削り、地方厚生局長」に、「地方厚生局長」に改め、同条第一項中「第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第九号」を「前項第九号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正)
第九條 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五條・第十六條」を「第十五條―第十六條の二」に、「第三十四條」を「第三十三條」に改める。
第十五條第一項及び第十六條第一項中「地方厚生局長」を「都道府県知事」に改める。
第十四章第十六條の次に次の一条を加える。

(振興計画の認定等の報告)
第十六條の二 令第九條第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

一 振興計画の認定をし、振興計画の変更の認定をし、又は振興計画の認定を取り消した組合又は小組合の名称

二 振興計画の認定をし、振興計画の変更の認定をし、又は振興計画の認定を取り消した年月日

三 振興計画の変更の認定をしたときは、変更事項の内容

四 振興計画の認定を取り消したときは、その理由
第三十條を削り、第三十一條を第三十條とし、第三十二條を第三十一條とする。
第三十三條中「第三十一條」を「第三十條」に改め、同条を第三十二條とする。
第三十四條中「第三十一條」を「第三十條」に改め、同条を第三十三條とする。

(調理師法施行規則の一部改正)
第十條 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十六條の二」を「第二十七條」に改める。
第一條第二項第一号中「第三條第一項各号」を「第三條各号」に改める。
第四條中「第三條第一項第二号」を「第三條第二号」に改める。
第五條中「第三條第一項第一号」を「第三條第一号」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。
第七條(見出しを含む)中「第一條の三第一項」を「第一條の二」に改める。
第八條中「第一條の三第一項」を「第一條の二」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第九條中「第一條の五」を「第一條の四」に改める。
第十條中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十一條中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「第一條の三第一項」を「第一條の二」に改める。
第二十六條の二を削る。

附則第三項第七号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。
(知的障害者福祉法施行規則の一部改正)
第十一條 知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第三條を削り、第四條を第三條とする。
(戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正)
第十二條 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二中第一項を削り、第二項を第一項とする。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正)
第十三條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長、第十條第二項、第十五條、第十六條、第二十五條、第二十六條、第二十八條第二項及び第二十九條を除き、以下同じ。」を加える。
第十條第二項中「(理由して)の下に」を「当該受給者が指定都市の区域内に住所を有するときは、直接」を加える。

第二十八條第二項中「第一條の二」を「都道府県知事は、第一條の二に改め、とする」の下に「(」とがで、また、指定都市の長は、市町村長証明書を添えることを省略させることができる」を加える。

(母子保健法施行規則の一部改正)
第十四条 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「(国を除く。以下同じ。)」を削り、「一」を「いずれかに」に改める。

第十五条第一号中「法第二十条第五項に規定する指定の権限並びに」を削り、「第二十一条の三及び同法第二十条第八項」を「第二十一条の三第三項」に改める。
(製菓衛生師法施行規則の一部改正)

第十五条 製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「当該指定に係る養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、同条の

第十九条中「地方厚生局長等」を「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、同条の表生徒の定員の項中「養成施設」を「養成課程」に改める。

第二十条第一項中「第十七条第一項第二号又は第九号に掲げる事項とする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第十七条第一項第二号、第九号又は第十号に掲げる事項
- 二 養成施設の教員

第二十条第二項中「通信教材を」の下に「教員の採用に係るものであるときは、届書に新たに教員となつた者の履歴書を」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第二十一条を削る。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第十六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

第二十三條の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「法第三十九條第一号から第三号までに規定する都道府県知事の指定した養成施設の設置者が講習を行う場合にあつては、当該都道府県知事。次項及び第四項において同じ。」を加える。

第二十八條第一項ただし書中「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「又は養成施設を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第十七条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第一項」の下に「及び第十二条」を加える。

第十条の見出しを「令第五条の規定により報告を要する事項」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。
(令第十一条第四項の規定により報告を要する事項)

第十二条 令第十一条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 指定をした場合 第八号第一項各号に掲げる事項(当該養成施設が国の設置する養成施設である場合にあつては、同項第二号から第十号までに掲げる事項)
- 二 令第四条第一項の規定により変更の承認をした場合 第八号第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項に限る。)
- 三 令第四条第二項の規定により変更の届出を受けた場合 第八号第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。)
- 四 令第五条の規定により報告を受理した場合 第十号各号に掲げる事項
- 五 令第七条の規定により指定を取り消した場合 指定を取り消した旨及び取り消した日(令第八条の規定による申請に基づき指定を取り消した場合にあつては、指定を取り消した旨並びに取り消した日及び第十一条第一項第三号に掲げる事項)

(臨床工学技士法施行規則等の一部改正)
第十八条 次に掲げる省令の規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

一 臨床工学技士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)第二十四条第二号

二 義肢装具士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第二十号)第二十四条第二号

三 救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成三年厚生省令第四十五号)第十六条第二号

四 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)第一条第六項第二号及び第三号

五 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成十年厚生省令第七十五号)第十六条第二号

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)
第十九条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「厚生労働大臣」を「当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第十九条中「厚生労働大臣」を「その登録講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第五十条第一項ただし書を削り、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項を削る。
(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「次に掲げる厚生労働大臣の権限」を「法第十六条第一項及び第十七条第三項(これらの規定を法第二十一条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣の権限」に、第一号に掲げる権限(法第十二条第三項に係るものに限る。)、及び第二号に掲げる権限を「その権限」に改め、同条各号を削る。

(理容師法施行規則の一部改正)

第二十一条 理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
附則第七條第十二号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改める。

附則第八條第六号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

(理容師養成施設指定規則の一部改正)

第十二条 理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同条第四項を削る。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後段を削る。

第七条から第十条までの規定中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改める。

第十二条及び第十三条第一項中「厚生労働大臣」を「指定養成施設所在地の都道府県知事」に改める。

(美容師法施行規則の一部改正)

第二十三条 美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次のように改正する。
附則第七條第十二号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改める。
附則第八條第六号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

(社会福祉主事養成機関等指定規則の一部改正)
 第二十八条 社会福祉主事養成機関等指定規則(平成十二年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条の見出し中「届出」の下に「を要する事項」を加え、同条第一項中「法第十九条第一項第二号の指定を受けた養成機関(以下「指定養成機関」という。)の設置者」を「養成機関の指定を受けた養成機関(以下「指定養成機関」という。)に係る令第六条第一項(令第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項に改め、「入学生員又は」を削り、「又は同項第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない」を「及び同項第八号に掲げる事項とする」に改め、同条第二項中「指定養成機関の設置者」を「指定養成機関に係る令第六条第二項(令第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)次項において同じ)に規定する厚生労働省令で定める事項」に「変更があったときは、一月以内に厚生労働大臣に届け出なければならない」を「関する事項とする」に改め、同条第三項中「前項の届出」を「令第六条第二項の規定による届出(指定養成機関に係るものに限る。)」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第五条とする。

4 講習会の指定を受けた講習会(以下「指定講習会」という。)に係る令第六条第一項(令第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第三項第一号に掲げる事項とする。

5 指定講習会に係る令第六条第二項(令第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する事項は、前条第三項第二号から第七号までに掲げる事項とする。

第三条の見出し中「申請手続」を「申請書の記載事項等」に改め、同条第一項中「養成機関について、法第十九条第一項第二号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(公立の養成機関にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない」を「法第十九条第一項第二号の規定による養成機関の指定(次条及び第七条において「養成機関の指定」という。)を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出して行うものとする」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

3 法第十九条第一項第二号の規定による講習会の指定(次条及び第七条において「講習会の指定」という。)を受けようとするときは、その実施者(都道府県知事を除く)は、次に掲げる事項を記載した申請書をその開催場所の都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 講習科目及び時間数
- 二 講師の氏名、職業並びに担当する講習科目及び時間数
- 三 実習を行う施設の名目、所在地及び設置者の氏名、実習人員並びに実習期間
- 四 講習会場の名称及び所在地
- 五 講習開催期日及び日程
- 六 受講予定人員
- 七 講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)

第二条の次に次の一条を加える。

(養成機関等の指定基準)
 第三条 昼間課程又は夜間課程を設ける養成機関に係る社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。)第四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することができ、入所資格とすることを入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

五 前号の専任教員のうち二人は、社会福祉概論、社会保険論、公的扶助論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、地域福祉論、社会福祉援助技術論又は福祉事務所運営論を教授できる者であること。

六 社会福祉援助技術演習が学生二十人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。

七 一学級の定員は、五十人以下であること。

八 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

九 少なくとも学生二十人以上につき一室の割合の演習室を有すること。

十 社会福祉現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。

十一 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

十二 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、社会福祉現場実習を行うのに適当なものを社会福祉現場実習に利用できること。ただし、社会福祉現場実習の一部については、社会福祉現場実習を行うのに適当な市町村において行うことができる。

十三 社会福祉現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数(市町村において社会福祉現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む)は、社会福祉現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。

十四 社会福祉現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十五 専任の事務職員を有すること。

十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。

2 法第十九条第一項第二号に規定する講習会(以下「講習会」という。)に係る令第四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができ、かつ、国若しくは地方公共団体の職員又はこれらの者に準ずるものとして厚生労働大臣の認定するものであることを受講の資格とするものであること。

二 講習内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

第六条の見出しを「報告を要する事項」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

令第七条第一項(令第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

2 令第七条第二項(令第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講習受講人員
- 二 講習実施状況の概要

第七条及び第八条を削る。

第九条の見出し中「申請手続」を「申請書の記載事項等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

令第十条の規定による養成機関の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、事業年度の開始二月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することができ、入所資格とすることを入所の資格とするものであること。

(厚生労働省関係係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則等の廃止)
第三十四条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 厚生労働省関係係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第六号)

二 救急救命士法第四十八条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第五十六号)

三 診療放射線技師法第二十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第五十八号)

四 臨床検査技師等に関する法律第二十条の二及び臨床検査技師等に関する法律施行令第二十条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第五十九号)

五 理学療法士及び作業療法士法第十七条の二及び理学療法士及び作業療法士法施行令第二十一条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十号)

六 柔道整復師法第二十五条の二及び柔道整復師法施行令第十四条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十一号)

七 視能訓練士法第二十条の二及び視能訓練士法施行令第二十一条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十二号)

八 臨床工学技士法第四十一条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十三号)

九 義肢装具士法第四十一条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十四号)

十 言語聴覚士法第四十五条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十五号)

十一 歯科衛生士法第十三条の七及び歯科衛生士法施行令第十四条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十六号)

十二 歯科技工士法第二十七条の三及び歯科技工士法施行令第二十一条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十七号)

十三 保健師助産師看護師法第四十二条の五及び保健師助産師看護師法施行令第二十六条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成十九年厚生労働省令第六十八号)

十四 理容師法第十四条の三の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成二十年厚生労働省令第二十二号)

十五 美容師法第十六条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(平成二十年厚生労働省令第二十三号)

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第三十五条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成二十二年厚生労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第九号を次のように改める。
九 削除

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
第三十六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のとおり改正する。

第一条のうち「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十三条第一項を改める改正規定の次に次のように加える。」

第三号まで)に改める。
第五号のうち「厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百一十三条第十九号の改正規定中「同条第二十号」を「同条第二十二号の四」に改める。」

(厚生労働省組織規則の一部改正)
第三十七条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百七条第四号を次のように改める。
四 削除

第七百七条第八号中「診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設」を「あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゅう師の養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設」に改め、「指定又は」を削る。

第七百七条第九号及び第十号を次のように改める。
九及び十 削除

第七百七条第十一号中「中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)」を削り、同条第十二号中「指定及び監督並びに」を「監督」に改め、「含む、並びに」を「含む」に改め、同条第十三号中「管理栄養士養成施設及び調理師養成施設」を「及び管理栄養士養成施設」に改め、同条第十四号を次のように改める。
十四 削除

第七百七条第十七号及び第十八号を次のように改める。
十七及び十八 削除

第七百七条第二十一号を次のように改める。
二十一 削除

第七百七条第二十九号から第三十一号までを次のように改める。
二十九から三十一号まで 削除

第七百七条第三十五号を次のように改める。
三十五 削除

第七百七条第三十九号及び第四十号を次のように改める。
三十九及び四十 削除

第七百七条第四十二号中「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の下に「(平成二年法律第七十号)を加え、同条第四十三号を次のように改める。
四十三 削除

第七百七条第四十九号を次のように改める。
四十九 削除

第七百七条第五十号中「母子保健法」の下に「昭和四十年法律第四百一十一号」を加え、同条第五十一号から第五十四号までを次のように改める。
五十一から五十四号まで 削除

第七百七条第五十七号を次のように改める。
五十七 削除

第七百四十五条の三第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。
第七百四十五条の五中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。
第七百四十六条の二第二項中「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改める。
第七百五十一条の二第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に第五号の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三号第一号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長がした指定は、第五号の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三号第一号の規定により都道府県知事がした指定とみなす。

3 介護保険法施行規則第四百四十条の四十第三項又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十号の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則第四百四十条の四十第三項の規定により届け出なければならぬとされている変更後の届出書で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法（平成十九年法律第二十三号）又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十号の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六号の規定による改正前の介護保険法の改正による区分の変更を理由として届け出なければならぬ変更後の届出書は、改正後のそれぞれの法律の相当の区分に応じ、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

○厚生労働省令第五十六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令

（予防接種法施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

- 一 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九条の二第二号
- 二 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十一条第二号

三 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第五十三号）第五条の二第二号
（賃金構造基本統計調査規則の一部改正）

第二条 賃金構造基本統計調査規則（昭和三十三年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第三号に規定する特定独立行政法人等」を「第二条第一号に規定する行政執行法人（次条第一号へにおいて「行政執行法人」という。）」に改める。

第五条第一号へ中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二号第三号に規定する特定独立行政法人等」を「行政執行法人」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第三条 次に掲げる省令の規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

一 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第六号の二第七項

二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第七号の四

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第四条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百十号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

（独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第八条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年厚生労働省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条の二中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）以下「研究所法」という。」を「研究所法」に改め、同条を第一条の四とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二 研究所に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

- 一 研究所の役員及び職員
- 二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者